

定 額 自 動 送 金 規 定

1. 送金指定項目の届出

定額自動送金のお取扱いにあたっては、あらかじめお申込人の振替指定口座、お受取人の入金指定口座、取扱期間、送金日、送金額等についてお届けください。当行は送金日に指定金額をお申込人の預金口座から口座振替の方法により引落しのうえ、お受取人の預金口座へ送金いたします。

2. 手数料

この取扱いにかかる取扱手数料は、取扱いのつど振込金額と合算のうえ、指定預金口座から引落としします。なお、内国為替手数料および定額自動送金手数料が改訂された場合は、改訂後の内国為替手数料および定額自動送金取扱手数料を取扱手数料として引落としします。

3. 指定口座からの引落し

- (1) この取扱いについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 振込日において指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高をこえるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

4. 預金残高不足時の処理

振込日に指定預金口座の残高が振込金額と取扱手数料の合計額に満たないときは、その月の振込は取りやめたものとします。なお、振込日において、振込日の午後3時以降に指定預金口座に入金された預金は、当該振込日の振込資金に充当しません。

5. 領収証等の発行

この依頼にもとづく振込については、領収証等は発行しません。

6. 解約等

- (1) この契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了いたします。
- (2) この契約は、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が継続した場合等には、解約の通知を省略していつでも解約できるものといたします。

7. 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

8. 規定の変更

この規定は、民法548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年3月16日